



国土建第248号
平成27年1月30日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成27年4月1日より適用されることとなっております。

参 考

国土建第246号
平成27年1月30日

北海道開発局事業振興部長 殿
各地方整備局等建設業担当部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしましたので、通知します。

貴職におかれましては、今後の事務処理に当たって遺漏なく取り扱われるようお願いいたします。

国土建第247号
平成27年1月30日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知しましたので、参考までに送付します。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成27年4月1日より適用されることとなっております。

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）（抄）の一部改正に係る新旧対照表
（傍線部分は改正部分）

新	旧
【第2条関係】（略） 【第3条関係】 1. 許可の区分について （1）大臣許可と知事許可 国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受ける業種について軽微な建設工事のみ行う営業所についても法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。 （2）一般建設業の許可と特定建設業の許可（略） 2. 営業所の範囲について 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当	【第2条関係】（略） 【第3条関係】 1. 許可の区分について （1）大臣許可と知事許可 国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受ける業種について軽微な建設工事のみ行う営業所についても法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。 （2）一般建設業の許可と特定建設業の許可（略） 2. 営業所の範囲について 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当

新	旧
然本条の営業所に該当する。 また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。 なお、1.(1)のとおり、許可を受けた業種については<u>軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできない。</u> 3. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項の「木造住宅」について（略） 4. <u>令第2条の「下請代金の額」について</u> <u>発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が3,000万円（建築一式工事にあつては4,500万円）以上の工事を下請施工させようとする時の3,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。</u> 5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について（略） 6. 許可の有効期間の取扱いについて（略） 7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の以降に係る申請があつた場合の従前の許可の効力等について（略） 8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について（略）	然本条の営業所に該当する。 また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。 3. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項の「木造住宅」について（略） <u>（新設）</u> 4. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について（略） 5. 許可の有効期間の取扱いについて（略） 6. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の以降に係る申請があつた場合の従前の許可の効力等について（略） 7. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について（略）

新	旧
9. 許可の通知について (1) 建設業の許可をした場合においては、申請者に対し当然に通知する必要があるもので、別紙1により通知するものとする。 なお、当該通知は直接申請者あてに送付若しくは手交することとし、申請者が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。 (2) (略) (3) (略) 【第3条の2関係】(略) 【第4条関係】(略) 【第5条及び第6条関係】 1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて（略） 2. 許可申請書類の審査要領について (1) 建設業許可申請書（様式第一号）について	8. 許可の通知について (1) 建設業の許可をした場合においては、申請者に対し当然に通知する必要があるもので、別紙1により通知するものとする。 なお、当該通知は直接申請者あてに送付若しくは手交することとし、申請者が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。また、当該通知書の写しを申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由庁」という。）に送付するものとする。（(2) 及び (3) において同じ。） (2) (略) (3) (略) 【第3条の2関係】(略) 【第4条関係】(略) 【第5条及び第6条関係】 1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて（略） 2. 許可申請書類の審査要領について (1) 建設業許可申請書（様式第一号）について

新	旧
① (略) ② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。 0 1 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。 0 2 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。 「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合 「許可換え新規」……………法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合 「般・特新規」……………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該特定建設業を廃止させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみ	① (略) ② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。 0 1 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。 0 2 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。 「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合 「許可換え新規」……………法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合 「般・特新規」……………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該特定建設業を廃止させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみ

新	旧
を受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるもので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。 「業種追加」……………一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合「更新」……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合 ① ③「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。 なお、ここでのいう受理とは、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「<u>経由庁</u>」という。）においてなされたものをいう。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の取締役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。また、本別	を受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるもので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。 「業種追加」……………一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合「更新」……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合 ① ③「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。 なお、ここでのいう受理とは、<u>経由庁</u>においてなされたものをいう。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙一「役員の一覧表」の「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名」の欄の「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。

新	旧
紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。なお、個人事業者については当該書面に経営業務の管理責任者に該当する者を記載させる。 ⑦ (略) ⑧ (略) ⑨ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「<u>「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。</u> (2) 工事経歴書（様式第二号）について ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載すること等が考えられる。 (3) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について	⑦ (略) ⑧ (略) (新設) (2) 工事経歴書（様式第二号）について ① (略) ② (略) ③ (略) (新設) (3) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について

新	旧
て (略) (4) 使用人数 (様式第四号) について (略) (5) 経営業務の管理責任者証明書 (様式第七号) について ① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業についても同一人になり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所 (原則として主たる営業所) 内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経営業務の管理責任者として証明することのないよう指導する。 ② (略) ③ (略) ④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、<u>1 7 「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。なお、経営業務の管理責任者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。</u> ⑤ 経営業務の管理責任者の略歴書 (様式第七号別紙) は、<u>経営業務の管理責任者である役員について記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。</u>	て (略) (4) 使用人数 (様式第四号) について (略) (5) 経営業務の管理責任者証明書 (様式第七号) について ① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業についても同一人になり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所 (原則として本社又は本店等) 内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経営業務の管理責任者として証明することのないよう指導する。 ② (略) ③ (略) ④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、<u>1 7 「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。</u> (新設)

新	旧
(6) 専任技術者証明書（様式第八号）について ① 建設業許可申請時（更新を除く）、専任技術者の変更がある場合には新規・変更用（様式第八号）を使用させて変更等の手続を行うこととする。 なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。 ② 新規・変更用（様式第八号）（新規許可等を申請するために使用する場合）<u>〔6〕</u> <u>〔1〕</u>「区分」の欄に「1」を記入する場合（に限る。）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。 ③（略） ④（略） ⑤（略） ⑥（略） ⑦（略） ⑧ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「屋根工事業」の下欄四、「しゅんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「熱絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号による「専任技術者証明書」の資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「9」を記載させる。	(6) 専任技術者証明書（様式第八号）について ① 更新用（様式第八号（2））は、既に証明された者を専任技術者として更新を申請する場合にしか用いることができないので、変更等がある場合には新規・変更用（様式第八号（1））を使用させて変更等の手続を行うこととする。 ② 新規・変更用（様式第八号（1））（新規許可等を申請するために使用する場合）<u>〔6〕</u> <u>〔1〕</u>「区分」の欄に「1」を記入する場合（に限る。）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に、更新用（様式第八号（2））については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。 ③（略） ④（略） ⑤（略） ⑥（略） ⑦（略） ⑧ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「屋根工事業」の下欄四、「しゅんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「熱絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号（1）及び（2）による「専任技術者証明書」の資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」を記載させる。

新	旧
(7) 実務経験証明書 (様式第九号) について (略) (8) 指導監督の実務経験証明書 (様式第十号) について (略) (9) その他専任技術者の証明書類 (規則第3条第3号及び第13条第2項) について ① 規則第3条第2項第3号に規定する「法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第13条第2項第1号に規定する「法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第3項に規定する合格証明書により確認することは、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間 (例えば、合格通知書の交付日より半年程度) が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。 ② 規則第3条第2項第4号又は規則第13条第2項第4号 (監理技術者資格者証の写し) により、法7条第2号又は法15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、(7) の実務経験証明書、(8) の指導監督の実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格者証」の有	(7) 実務経験証明書 (様式第九号) について (略) (8) 指導監督の実務経験証明書 (様式第十号) について (略) (新設)

新	旧
効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。	
(10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について（略）	(9) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について（略）
(11) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について ①（略）	(10) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について ①（略）
② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督の実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書（卒業証明書等及び実務経験を有する者であることを証する許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基つき届出を行う場合において）は、「既提出の一覧表における建設工事の種類」に係る技術者の証明書に就いては、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者	② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督の実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書（卒業証明書等及び実務経験を有する者であることを証する許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基つき届出を行う場合において）は、「既提出の一覧表における建設工事の種類」に係る技術者の証明書に就いては、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、<u>財団法人建設業技術者センターが発行する監</u>

新	旧
資格者証を含む。)の写しをもって代えることができるものとする。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) (削除) (12) 許可申請者 (法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調査 (様式第十二号) について <u>本調査は役員等の一覧表 (様式第一号別紙一) に記載された者全員について作成するものとするが、経営業務の管理責任者については、本調査の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。</u> (13) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査 (様式第十三号) について <u>本調査は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調査の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。</u> (14) 登記事項証明書等 (規則第4条第1項第5号及び第6号) について	理技術者資格者証 (指定建設業監理技術者資格者証を含む。)の写しをもって代えることができるものとする。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ <u>国土交通大臣の許可に係る本表の提出については、正本一通のみで足りるものとし、営業所のある都道府県の数と同一部数の写しは要しない。</u> (11) 許可申請者 (法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員) の履歴書 (様式第十二号) について <u>経営業務の管理責任者である役員については、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。</u> (12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の履歴書 (様式第十三号) について <u>この履歴書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員を兼ねている者については作成を要しない。</u> (13) 登記事項証明書等 (規則第4条第1項第5号及び第6号) について

新	旧
① 登記事項証明書等の内容について (a) 規則第4条第1項第5号に規定する「<u>登記事項証明書</u>」の交付については、法務局及び地方方法務局において受付けられるものであること。 (b) 規則第4条第1項第6号に規定する「<u>市町村の長の証明書</u>」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受付けられるものであること。 (c) 上記(a)及び(b)の証明書(以下「<u>登記事項証明書等</u>」という。)については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。 ② 登記事項証明書等の添付について 登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。 (a) 新たな者が役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人になった場合 新たな者が役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書(様式第二十二号の二)による届出を行い、誓約書(様式第六号)には登記事項証明書等を添付する。 (b) 役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者があった場合 役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人並びに個人である場合のその者として登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に、変更届出書(様式第二十二号の二)による届出を行う。その際、当該役員等に係る誓約書(様式第六号)及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。	① 登記事項証明書等の内容について (a) 規則第4条第1項第5号に規定する「<u>登記事項証明書</u>」の交付については、法務局及び地方方法務局において受付けられるものであること。 (b) 規則第4条第1項第5号に規定する「<u>市町村の長の証明書</u>」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受付けられるものであること。 (c) 上記(a)及び(b)の証明書(以下「<u>登記事項証明書等</u>」という。)については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。 ② 登記事項証明書等の添付について 登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。 (a) 新たな者が役員等になった場合 新たな者が、法人である場合のその役員及び令第3条に定める使用人(以下「<u>役員等</u>」という。)になった場合は、変更届出書(様式第二十二号の二)による届出を行い、誓約書(様式第六号)には登記事項証明書等を添付する。 (b) 既に役員等として登録されている者に変更があった場合 既に役員等及び個人である場合のその者として登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書(様式第二十二号の二)による届出を行う。その際、当該役員等に係る誓約書(様式第六号)及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

新	旧
(c) 役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合 役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員、相談役、顧問及び令第3条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。	(c) 既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でない場合 既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でない場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該役員等に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。
(15) 附属明細表（様式第十七号の三）について（略）	(14) 附属明細表（様式第十七号の三）について（略）
(16) 営業の沿革（様式第二十号）について（略）	(15) 営業の沿革（様式第二十号）について（略）
(17) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について（略）	(16) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について（略）
3. 提出書類の省略について 更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。 (1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出を要しない。 また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明	3. 提出書類の省略について 更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。 (1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、更新用の専任技術者証明書（様式第八号（2））のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出を要しない。 また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明

新	旧
書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてその提出を省略することができる。 （２）般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第４条第１項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）、建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第４条第１項第５号及び第６号に規定する証明書の提出を省略すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。 ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第２号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要がある、本表の添付を省略することはできない。 （３）（略） 【第７条関係】 １．経營業務の管理責任者について（第１号） （１）「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、委員会設置会	書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてその提出を省略することができる。 （２）般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第４条第１項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の略歴書（様式第十二号）、建設業法施行令第３条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第４条第１項第５号及び第６号に規定する証明書の提出を省略すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。 ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第２号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要がある、本表の添付を省略することはできない。 （３）（略） 【第７条関係】 １．経營業務の管理責任者について（第１号） （１）「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、委員会設置会

新	旧
社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、<u>執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まない。</u>	社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいう。
(2) 「従業員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の<u>宅地建物取引士</u>等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。 なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。	(2) 「従業員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。 なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) 本号は、許可を受けようとする建設業について、本号のイ又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号のイ又はロの要件を満たしているときは、当該他の建設業についてもその者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。 なお、本号のイ又はロに該当する者が第二号に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本	(5) 本号は、許可を受けようとする建設業について、本号のイ又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号のイ又はロの要件を満たしているときは、当該他の建設業についてもその者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。 なお、本号のイ又はロに該当する者が第二号に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本

新	旧
所) 内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。 (6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件 (昭和47年建設省告示第351号。(6)において「告示」という。)について (略) 2. 専任技術者について (第2号) (1) (略) ① (略) ② (略) ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者 (建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。) ④ (略) (2) (略) (3) (略) 3. 誠実性について (第3号) (1) (略) (2) 申請者が法人である場合には当該法人、その非常勤役員を含む	店等) 内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。 (6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件 (昭和47年建設省告示第351号。(6)において「告示」という。)について (略) 2. 専任技術者について (第2号) (1) (略) ① (略) ② (略) ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者 (建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。) ④ (略) (2) (略) (3) (略) 3. 誠実性について (第3号) (1) (略) (2) 申請者が法人である場合には当該法人、その非常勤役員を含む

新	旧
役員等及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。 (3) (略) 4. 財産的基礎又は金銭的信用について (第4号) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 【第8条関係】	役員及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合、<u>暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。なお、ここであいう「暴力団」とは、指定暴力団が否かにかかわらない。</u> (3) (略) 4. 財産的基礎又は金銭的信用について (第4号) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 【第8条関係】

新	旧
1. 法第8条本文括弧書きの趣旨 許可の申請が、更新に係るものである場合には、法第8条第2号から第6号までの一に該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。 2. 法第8条第10号及び第11号括弧書きの趣旨 法第8条第10号及び第11号括弧書きは許可申請者の役員又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員又は一定の使用人であつた場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。	1. 法第8条について (1) 法第8条本文括弧書きの趣旨 許可の申請が、更新に係るものである場合には、法第8条第2号から第6号までの一に該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。 (2) 法第8条第10号及び第11号括弧書きの趣旨 法第8条第10号及び第11号括弧書きは許可申請者の役員又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員又は一定の使用人であつた場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。
3. 役員等の欠格要件の該当性の判断について 役員等の一覧表(様式第一号別紙一)に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、株主等及び「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」が欠格要件に該当した場合、「顧問」、「相談役」及び「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」については従来の「役員」と同様	(新設)

新	旧
に扱うが、株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。 【第9条関係】(略) 【第10条関係】(略) 【第11条関係】 1. 変更届出書等の効力について (略) 2. 変更届出書等の取扱いについて (1) 変更届出書 (様式第二十二号の二) について ① (略) ② (略) ③ 法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があった場合に本届出書を記載させる。 (2) 事業報告書について (略) (3) 法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表 (様式第一号別紙一) に記載しなければならぬ総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覺知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。	【第9条関係】(略) 【第10条関係】(略) 【第11条関係】 1. 変更届出書等の効力について (略) 2. 変更届出書等の取扱いについて (1) 変更届出書 (様式第二十二号の二) について ① (略) ② (略) (新設) (2) 事業報告書について (略) (新設)

新	旧
(4) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならぬ書面については、別紙8により届出等を行わせるものとする。 (略) (5) 届出書（様式第二十二号の三）について 本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。 経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合は、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合は主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が7年以上になった者がいるため複数いる経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためそこに置いていた専任技術者が不要になった場合等が考えられる。 なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届け出ることになる。 【第12条関係】（略） 【第15条関係】（略）	(3) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならぬ書面については、別紙8により届出等を行わせるものとする。 (略) (4) 届出書（様式第二十二号の三）について 本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。 経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合は、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合は主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が7年以上になった者がいるため複数いる経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためそこに置いていた専任技術者が不要になった場合等が考えられる。 なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）を用いて届け出ることになる。 【第12条関係】（略） 【第15条関係】（略）

新	旧
【第29条の2及び第29条の5関係】(略) 【その他】(略) 別表1 (略) 別表2	【第29条の2及び第29条の5関係】(略) 【その他】(略) 別表1 (略) 別表2
代理人の記名押印を 可とする許可申請書 類 建設業許可申請書(様式第一号)の申請者の 欄、専任技術者証明書(新規・変更)(様式 第八号)の申請者・届出者の欄(専任技 術者の交代に伴う削除に限る。)、国家資格 者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・ 削除)(様式第十一号の二)の申請者・届出 者の欄、変更届出書(様式第二十二号の二) の届出者の欄、届出書(様式第二十二号の三) の届出者の欄及び廃業届(様式第二十二号の 四)の届出者の欄	代理人の記名押印を 可とする許可申請書 類 建設業許可申請書(様式第一号)の申請者の 欄、専任技術者証明書(新規・変更)(様式 第八号(1))の申請者・届出者の欄(専任技 術者の交代に伴う削除に限る。)、国家資格 者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・ 削除)(様式第十一号の二)の申請者・届出 者の欄、変更届出書(様式第二十二号の二) の届出者の欄、届出書(様式第二十二号の三) の届出者の欄及び廃業届(様式第二十二号の 四)の届出者の欄

新		旧	
代理人の記名押印を 不可とする許可申請 書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、 <u>経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の申請者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）</u> 、 <u>実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督の実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の略歴書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第三号に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査（様式第十三号）の氏名の欄</u>	代理人の記名押印を 不可とする許可申請 書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、 <u>専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）</u> 、 <u>専任技術者（更新）（様式第八号（2））の申請者の欄、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督の実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の略歴書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第三号に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）の氏名の欄</u>
別紙 1（略）から別紙 9（略）		別紙 1 から別紙 9（略）	